

令和4年12月23日 開会

令和4年 第3回

枚方寝屋川消防組合議会

定例会議案書

枚方寝屋川消防組合

目 次

認定第1号	令和3年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定 について	・・・	1頁
議案第12号	令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）	・・・	2頁
議案第13号	枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正 について	・・・	8頁
議案第14号	枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例 等の一部改正等について	・・・	21頁
議案第15号	枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正につい て	・・・	66頁
議案第16号	財産（防火衣）の取得について	・・・	69頁

認定第 1 号

令和 3 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和3年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算を監査委員の意見(別冊)を付けて議会の認定に付する。

令和4年12月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

議案第 12 号

令和 4 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号）

令和 4 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 12 月 23 日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

第1表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
受付業務委託	令和4年度から令和5年度まで	43,000
庁舎清掃委託	令和4年度から令和5年度まで	22,962
産業廃棄物等処理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	10,112
IP電話保守委託	令和4年度から令和5年度まで	1,452
空調設備保守委託	令和4年度から令和5年度まで	3,048
自家用電気工作物保守委託	令和4年度から令和5年度まで	1,552
非常用発電機保守委託	令和4年度から令和5年度まで	2,392
エレベーター保守委託	令和4年度から令和5年度まで	1,043
建築物環境衛生管理委託	令和4年度から令和5年度まで	363
機械警備委託	令和4年度から令和5年度まで	396
二段式ガレージ保守委託	令和4年度から令和5年度まで	185
ホームページ保守委託	令和4年度から令和5年度まで	171
寝具等賃借料	令和4年度から令和5年度まで	6,213
救急資機材等保守委託	令和4年度から令和5年度まで	2,477
AED貸借(消防車両)	令和4年度から令和5年度まで	157
AED貸借(救急車両)	令和4年度から令和9年度まで	4,785
緊急通報システム保守委託	令和4年度から令和5年度まで	1,782
防災気象情報使用料	令和4年度から令和5年度まで	3,960
位置情報通知システム使用料	令和4年度から令和5年度まで	1,606
ネット119システム使用料	令和4年度から令和5年度まで	1,320
119番多言語対応委託	令和4年度から令和5年度まで	197
消防情報システム及び消防救急デジタル無線保守委託	令和4年度から令和5年度まで	86,464

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
受 付 業 務 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	43,000	—
	補 正 後	43,000	—
庁 舎 清 掃 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	22,962	—
	補 正 後	22,962	—
産 業 廃 棄 物 等 処 理 業 務 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	10,112	—
	補 正 後	10,112	—
I P 電 話 保 守 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	1,452	—
	補 正 後	1,452	—
空 調 設 備 保 守 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	3,048	—
	補 正 後	3,048	—
自 家 用 電 気 工 作 物 保 守 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	1,552	—
	補 正 後	1,552	—
非 常 用 発 電 機 保 守 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	2,392	—
	補 正 後	2,392	—
エ レ ベ ー タ ー 保 守 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	1,043	—
	補 正 後	1,043	—
建 築 物 環 境 衛 生 管 理 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	363	—
	補 正 後	363	—
機 械 警 備 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	396	—
	補 正 後	396	—
二 段 式 ガ レ ー ジ 保 守 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	185	—
	補 正 後	185	—

の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
 の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書

(単位:千円)

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
—	—	—	—	—	—
	43,000	—	—	—	43,000
R5	43,000	—	—	—	43,000
—	—	—	—	—	—
	22,962	—	—	—	22,962
R5	22,962	—	—	—	22,962
—	—	—	—	—	—
	10,112	—	—	—	10,112
R5	10,112	—	—	—	10,112
—	—	—	—	—	—
	1,452	—	—	—	1,452
R5	1,452	—	—	—	1,452
—	—	—	—	—	—
	3,048	—	—	—	3,048
R5	3,048	—	—	—	3,048
—	—	—	—	—	—
	1,552	—	—	—	1,552
R5	1,552	—	—	—	1,552
—	—	—	—	—	—
	2,392	—	—	—	2,392
R5	2,392	—	—	—	2,392
—	—	—	—	—	—
	1,043	—	—	—	1,043
R5	1,043	—	—	—	1,043
—	—	—	—	—	—
	363	—	—	—	363
R5	363	—	—	—	363
—	—	—	—	—	—
	396	—	—	—	396
R5	396	—	—	—	396
—	—	—	—	—	—
	185	—	—	—	185
R5	185	—	—	—	185

事 項		限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額	
			期 間	金 額
ホ ー ム ペ ー ジ 保 守 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	171		—
	補 正 後	171	—	—
寝 具 等 賃 借 料 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	6,213		—
	補 正 後	6,213	—	—
救 急 資 機 材 等 保 守 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	2,477		—
	補 正 後	2,477	—	—
AED 賃 貸 借 (消 防 車 両) (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	157		—
	補 正 後	157	—	—
AED 賃 貸 借 (救 急 車 両) (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	4,785		—
	補 正 後	4,785	—	—
緊 急 通 報 シ ス テ ム 保 守 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	1,782		—
	補 正 後	1,782	—	—
防 災 気 象 情 報 使 用 料 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	3,960		—
	補 正 後	3,960	—	—
位 置 情 報 通 知 シ ス テ ム 使 用 料 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	1,606		—
	補 正 後	1,606	—	—
ネ ッ ト 1 1 9 シ ス テ ム 使 用 料 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	1,320		—
	補 正 後	1,320	—	—
119 番 多 言 語 対 応 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	197		—
	補 正 後	197	—	—
消 防 情 報 シ ス テ ム 及 び 消 防 救 急 デ ジ タ ル 無 線 保 守 委 託 (令和4年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	86,464		—
	補 正 後	86,464	—	—

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
—	—	—	—	—	—
	171	—	—	—	171
R5	171	—	—	—	171
—	—	—	—	—	—
	6,213	—	—	—	6,213
R5	6,213	—	—	—	6,213
—	—	—	—	—	—
	2,477	—	—	—	2,477
R5	2,477	—	—	—	2,477
—	—	—	—	—	—
	157	—	—	—	157
R5	157	—	—	—	157
—	—	—	—	—	—
	4,785	—	—	—	4,785
R5~R9	4,785	—	—	—	4,785
—	—	—	—	—	—
	1,782	—	—	—	1,782
R5	1,782	—	—	—	1,782
—	—	—	—	—	—
	3,960	—	—	—	3,960
R5	3,960	—	—	—	3,960
—	—	—	—	—	—
	1,606	—	—	—	1,606
R5	1,606	—	—	—	1,606
—	—	—	—	—	—
	1,320	—	—	—	1,320
R5	1,320	—	—	—	1,320
—	—	—	—	—	—
	197	—	—	—	197
R5	197	—	—	—	197
—	—	—	—	—	—
	86,464	—	—	—	86,464
R5	86,464	—	—	—	86,464

議案第13号

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する
条例について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する
につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する
同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

給料月額及び一時金に係る手当の支給率を改定するため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する条例

(枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正)

第 1 条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例(昭和 26 年枚方寝屋川消防組合条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 37 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 45」を「100 分の 50」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

消防職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 174,500	円 190,200	円 215,100	円 254,900	円 319,200	円 362,900	円 408,100	円 458,400	円 504,600
2	176,200	191,900	217,100	256,700	321,400	365,500	410,500	461,500	516,500
3	178,000	193,700	219,100	258,500	323,700	367,900	413,000	464,500	
4	179,700	195,500	221,100	260,300	325,900	370,500	415,400	467,500	
5	181,100	197,300	223,100	262,000	328,100	372,400	417,300	470,500	
6	183,000	199,400	224,900	263,800	330,100	374,900	419,600	473,500	
7	184,800	201,600	226,900	265,400	332,300	377,200	421,700	476,500	
8	186,700	203,800	228,800	267,100	334,500	379,700	423,900	479,600	
9	188,300	205,800	230,900	268,200	336,400	382,100	425,900	482,300	
10	190,000	208,100	232,700	269,700	338,600	384,800	428,000	485,400	
11	191,700	210,600	234,500	271,000	340,600	387,400	430,100	488,400	
12	193,400	212,900	236,300	272,200	342,800	390,100	432,200	491,500	
13	195,100	214,900	238,100	273,500	344,600	392,500	433,900		
14	197,100	216,700	240,000	274,800	346,600	394,800	435,700		
15	199,100	218,500	241,900	275,800	348,600	397,000	437,700		
16	201,100	220,300	243,800	277,000	350,600	399,400	439,700		
17	203,200	222,200	245,300	277,700	352,300	401,200	441,600		
18	205,300	223,900	247,100	279,100	354,300	403,200	443,400		
19	207,600	225,800	248,900	280,400	356,100	405,100	445,200		
20	209,900	227,600	250,700	281,700	358,000	406,900	446,900		
21	212,000	229,300	252,300	283,000	359,900	408,800	448,700		
22	213,800	231,100	253,600	284,000	361,800	410,600	450,200		
23	215,500	232,900	254,800	285,300	363,800	412,400	451,600		
24	217,300	234,700	256,100	286,500	365,700	414,300	453,100		
25	219,200	236,300	257,300	287,500	367,700	416,100	454,500		
26	220,900	238,000	258,500	289,100	369,600	417,600	455,800		
27	222,700	239,700	259,800	290,800	371,600	419,100	457,100		
28	224,400	241,300	260,900	292,400	373,600	420,700	458,300		
29	226,300	242,500	261,800	294,300	375,100	422,300	459,300		
30	228,100	244,300	262,800	296,200	376,900	423,600	460,000		
31	229,900	246,100	264,000	297,900	378,700	424,900	460,800		
32	231,700	247,900	265,000	299,700	380,300	426,100	461,500		
33	233,300	249,300	265,500	301,300	382,100	427,300	462,200		
34	235,000	250,800	266,700	303,000	383,500	428,600	463,000		
35	236,700	252,100	267,700	304,800	385,000	429,900	463,700		
36	238,400	253,500	268,700	306,500	386,600	431,100	464,300		
37	239,600	254,700	269,500	308,200	388,000	432,300	464,800		
38	241,400	256,000	270,400	309,800	389,200	433,100	465,400		
39	243,200	257,200	271,400	311,600	390,400	433,900	466,000		
40	245,000	258,200	272,200	313,100	391,500	434,700	466,600		
41	246,400	259,200	273,200	314,500	392,600	435,300	467,100		
42	247,800	260,300	274,300	316,000	393,800	436,000	467,600		
43	249,100	261,300	275,300	317,700	395,000	436,700	468,000		
44	250,300	262,300	276,100	319,400	396,100	437,400	468,300		
45	251,400	262,900	277,200	321,100	396,800	438,200	468,600		
46	252,500	264,000	278,600	323,000	397,500	439,000			
47	253,500	264,900	279,900	324,900	398,200	439,400			
48	254,300	266,000	281,300	326,700	398,900	440,100			
49	255,000	266,800	283,000	328,100	399,500	440,600			
50	255,900	267,800	284,700	329,700	400,100	441,000			
51	257,000	268,800	286,200	331,100	400,600	441,400			
52	258,000	269,700	287,600	332,800	401,000	441,800			
53	258,500	270,700	289,000	334,300	401,400	442,200			
54	259,700	271,400	290,600	336,000	401,700	442,600			
55	260,500	272,400	292,200	337,600	402,000	443,000			
56	261,600	273,300	293,700	339,400	402,300	443,300			
57	262,500	274,300	295,100	340,300	402,600	443,600			
58	263,300	275,800	296,700	342,000	402,900	444,000			
59	264,100	277,000	298,400	343,600	403,200	444,300			
60	264,900	278,400	300,000	345,200	403,500	444,600			
61	265,700	279,900	301,400	346,800	403,800	444,900			

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
62	266,300	281,500	303,000	348,500	404,100				
63	267,100	282,800	304,600	350,200	404,400				
64	267,700	284,300	306,100	351,900	404,700				
65	268,800	285,600	307,400	353,500	405,000				
66	270,000	286,800	309,100	355,100	405,300				
67	271,000	288,200	310,500	356,700	405,600				
68	271,900	289,400	312,200	358,300	405,900				
69	273,000	290,900	313,600	359,500	406,100				
70	274,400	292,300	315,000	360,900	406,400				
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,700				
72	276,900	295,100	317,800	363,600	407,000				
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,200				
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,500				
75	280,400	298,900	321,600	367,300	407,800				
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,000				
77	282,500	301,100	325,100	369,900	408,200				
78	283,700	302,600	326,800	371,100	408,500				
79	284,800	303,800	328,400	372,300	408,800				
80	285,500	305,300	330,000	373,500	409,000				
81	286,600	306,600	331,700	374,700	409,200				
82	287,700	308,000	333,400	375,900	409,500				
83	288,800	309,100	335,000	377,000	409,800				
84	289,900	310,500	336,700	378,200	410,000				
85	291,000	311,400	338,100	379,300	410,200				
86	292,200	312,900	339,600	379,900					
87	293,100	314,200	341,100	380,400					
88	294,300	315,700	342,600	381,000					
89	295,300	317,200	343,900	381,600					
90	296,500	318,700	345,100	382,200					
91	297,600	320,100	346,400	382,800					
92	298,800	321,600	347,700	383,400					
93	299,300	322,900	349,100	383,700					
94		324,200	350,600	384,200					
95		325,600	352,100	384,800					
96		326,900	353,600	385,300					
97		328,100	354,900	385,700					
98		329,400	356,100	386,100					
99		330,700	357,200	386,700					
100		332,000	358,400	387,200					
101			359,500	387,600					
102			360,600	388,100					
103			361,700	388,700					
104			362,900	389,200					
105			364,100	389,500					
106			364,600	389,900					
107			365,200	390,400					
108			365,800	390,700					
109			366,400	391,000					
110			366,900	391,500					
111			367,400						
112			367,900						
113			368,300						
114			368,700						
115			369,300						
116			369,800						
117			370,200						
118			370,700						
119			371,300						
120									
121									
122									
123									
124									
125									

備考 この表は、職員（再任用職員を除く。）に適用する。

別表第2（第7条、第7条の2関係）

行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	円 319,200	円 362,900
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第 2 条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（昭和 26 年枚方寝屋川消防組合条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「100 分の 100」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 47.5」に改める。

（枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 3 条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方寝屋川消防組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2(第4条関係)
行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	150,100 円	198,500 円
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100

62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

(枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和4年枚方寝屋川消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第5条第4項中「100分の215」を「100分の220」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例別表第2及び第2条から第4条までの改正規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例(以下「新給与条例」という。)別表第1の規定は令和4年4月1日から、新給与条例第37条第2項の規定は同年12月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第13号参考資料

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>〔第1条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係〕 （勤勉手当） 第37条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>〔第2条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係〕 （勤勉手当） 第37条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>〔第1条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係〕 （勤勉手当） 第37条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>〔第2条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係〕 （勤勉手当） 第37条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）								
<p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 47.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>〔第3条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係〕 (期末手当)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>〔第4条 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係〕 (特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="192 1305 920 1394"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>376,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>376,000 円</u>	<p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>〔第3条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係〕 (期末手当)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>〔第4条 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係〕 (特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1305 1888 1394"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>375,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>375,000 円</u>
号給	給料月額								
1	<u>376,000 円</u>								
号給	給料月額								
1	<u>375,000 円</u>								

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）	
2	422,000 円	2	422,000 円
3	472,000 円	3	472,000 円
4	533,000 円	4	533,000 円
2～5 〔略〕 （特定任期付職員等に係る給与条例の適用除外等）		2～5 〔略〕 （特定任期付職員等に係る給与条例の適用除外等）	
第5条 〔略〕		第5条 〔略〕	
2・3 〔略〕		2・3 〔略〕	
4 特定任期付職員に対する給与条例第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の220</u> 」とする。		4 特定任期付職員に対する給与条例第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の215</u> 」とする。	

議案第14号

枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

職員の定年の引上げに伴い、人事給与に係る制度を整備するため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部を改正
する等の条例

(枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方寝屋川消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項、第22条の5第2項、第28条の2（第3項を除く。）、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで及び第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その」を「当該」に、「職務」を「定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第4項の規定により同条第1項に規定する異動期間を延長した職員であつて、定年退職日において第6条に規定する管理監督職を占めている職員については、この限りでない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず、公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項本文中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例(昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号)第35条に規定する管理職手当を支給される職員の職(以下「管理監督職」という。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第 10 条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力（次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第 9 条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 3 項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- (1) 当該職員の職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職員の交替が当該職員の担当する業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により、公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員（以下この項において「降任等対象管理監督職員」という。）について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の規則で定める事情があるため、当該降任等対象管理監督職員の他の職への降任等による当該管理監督職の補充が容易でなく、業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該降任等対象管理監督職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務さ

せ、又は当該降任等対象管理監督職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、延長後の異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているもの

とした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該職員の異動等の日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の勤務の意思を確認するために必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正)

第2条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の2見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方寝屋川消防組合条例第6号。以下「定年条例」という。）第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「規定する」を「掲げる」に、「職務の級に応じた額（以下次項において「再任用職員給料月額」という。）」を「職務の級に応じた給料月額に枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例（平成7年枚方寝屋川消防組合条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を31で除して得た数を乗じて得た額」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第7条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により育児短時間勤務（同条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前2条の規定により決定されたその者が受けるべき号給に応じた給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第10条第2項第1号中「受くべき」を「受けるべき」に改める。

第23条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改め、同条第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に、「割振りが変更される前」を「割振り変更前」に改める。

第34条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 36 条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「給料」を「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」に改め、同条第 5 項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その者が受けるべき給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第 37 条第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 3 項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第 38 条見出し及び同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 40 条第 1 項中「受くべき」を「受けるべき」に改める。

附則に次の 7 項を加える。

- 5 当分の間、60 歳に達した日後最初の 4 月 1 日（附則第 7 項において「特定日」という。）以後における職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条の規定による当該職員の属する職務の級並びに号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げる。）とする。
- 6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 定年条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する職にある職員
 - (3) 定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 7 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 9 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のう

ち、特定日の給料月額（以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日の給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。

8 前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 7 項に規定する職員を除く。）であつて、前 2 項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

10 附則第 7 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 6 条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて、給料を支給する。

11 前 6 項に定めるもののほか、附則第 5 項又は附則第 7 項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第 5 項の規定による給料月額又は附則第 7 項の規定による給料その他前 6 項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 備考中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第 2 再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	150, 160	172, 160	204, 160	219, 680	231, 760	252, 080	285, 440
---------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

(枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方寝屋川消防組合条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項」に改める。

第5条第2項第2号中「前項」を「同項」に改める。

第5条の3中「退職の日の属する年度の末日において50歳以上59歳以下」を「退職した日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上」に改める。

第6条の4第1項中「以下「休職月等」を「第7条第4項において「休職月等」に改め、「（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とする」を「」とし、当該退職後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、管理者に事業を開始した旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年からこの項において読み替えられた第1項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、この項において読み替えられた第1項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第17条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免

職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項中「（昭和26年条例第22号）」を削る。

附則第3項中「まで」の次に「及び附則第11項から第15項まで」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第12項」を加える。

附則第6項中「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加える。

附則第8項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の5項を加える。

- 11 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第11項」とする。
- 12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第12項」とする。
- 13 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例附則第5項の規定による職員の給料月額改定をする条例に準ずる給与の支給の基準は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 14 当分の間、次項の規定の適用を受ける職員以外の職員についての第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」とするほか、第5条の3及び第6条の3中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。
- 15 当分の間、第5条第1項に掲げる者（職制、定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が管理者の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職したものに

限る。)であつて、60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例（平成4年枚方寝屋川消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第6号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「地方公務員法第28条の5第1項」を「定年条例第12条」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第5条 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例（平成7年枚方寝屋川消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方寝屋川消防組合例第6号）第12条」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(枚方寝屋川消防組合消防職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 枚方寝屋川消防組合消防職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（平成7年枚方寝屋川消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額 $\frac{10}{100}$ 以下に相当する額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、基本報酬の額）」を「その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、基本報酬の額） $\frac{10}{100}$ 以下の額」に、「給与」を「現に受ける給与」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の $\frac{10}{100}$ に相当する額を超える時は、当該額を減ずるものとする。

(枚方寝屋川消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 枚方寝屋川消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年枚方寝屋川消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同法第28条の5第1項」を「枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方寝屋川消防組合条例第6号）第12条」に改める。

(枚方寝屋川消防組合消防職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 枚方寝屋川消防組合消防職員の再任用に関する条例（平成14年枚方寝屋川消防組合条例第1号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

- (1) 第3条中枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例第10条第4項及び第11項第5号の改正規定
- (2) 附則第11条及び第17条の規定

(枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 任命権者は、基準日（施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。））、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における第1条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する定年（以下「新条例定年」という。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年（以下「旧条例定年」という。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第3条 令和9年3月31日までの間における新条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「第9条第4項」とあるのは「第9条」と、「この限りでない」とあるのは「第9条第2項の管理者の承認を得ることができる場合に限るものとし、当該引き続き勤務させようとする期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない」とする。

第4条 令和9年3月31日までの間における新条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「定年退職日」とあるのは、「定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」とする。

第5条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日

の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。))による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後に退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他の勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤

務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第 10 条において同じ。）に達している者（新条例第 12 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、附則第 5 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 7 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第 3 条に規定する定年に準じた職に係る年齢とする。

第 8 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 5 条から第 8 条までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）となった者のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第 12 条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合の給料月額に、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 次号に規定する暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員 第 5 条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間の数を 31 で除して得た数

(2) 附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。） 新勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間の数を 31 で除して得た数

第 13 条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 2 条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第 23 条の規定を適用する。

第 14 条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 36 条第 3 項の規定を適用する。

第 15 条 新給与条例第 37 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号及び第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第 16 条 新給与条例第 8 条の規定並びに扶養手当及び住居手当に関する規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 17 条 第 3 条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例第 10 条第 4 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

第 18 条 暫定再任用職員に対する第 3 条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項の規定の適用については、同

項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項」とあるのは、「枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方寝屋川消防組合条例第 号）附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項」とする。

（枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、新勤務時間条例第2条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

議案第14号参考資料

枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

(主要な改正部分の新旧対照表)

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>[第1条 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例関係] <u>目次</u> <u>第1章 総則 (第1条)</u> <u>第2章 定年制度 (第2条-第5条)</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条-第11条)</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第12条)</u> <u>第5章 雑則 (第13条)</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項、第22条の5第2項、第28条の2（第3項を除く。）、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで及び第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>第2章 定年制度</u> (定年) 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 (定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き</u>勤務させることができる。<u>ただし、第9条第4項の規定により同条第1項に規定する異動期間を延長した職員</u></p>	<p>[第1条 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例関係] <u>[新設]</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の_____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>[新設]</u> (定年) 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。 (定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認めるときは_____、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務</u>_____に従事させるため<u>引き続き</u>勤務させることができる。</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>であつて、定年退職日において第6条に規定する管理監督職を占めている職員については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由</u>が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、管理者の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して</u>1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつた</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする</u>。</p> <p>5 [略]</p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u> <u>第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、枚方寝屋川消防組合消防職</u></p>	<p>_____</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により</u> _____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき</u> _____。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u> _____ が引き続き<u>存する</u>と認めるときは、管理者の承認を得て、 _____ 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は _____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなつた</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>員給与条例（昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号）第35条に規定する管理職手当を支給される職員</u>の職（以下「<u>管理監督職</u>」という。）とする。</p> <p><u>（管理監督職勤務上限年齢）</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> <u>（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日</u></p>	

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の交替が当該職員の担当する業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により、公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占</u></p>	

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>める職員（以下この項において「降任等対象管理監督職員」という。）について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の規則で定める事情があるため、当該降任等対象管理監督職員の他の職への降任等による当該管理監督職の補充が容易でなく、業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該降任等対象管理監督職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該降任等対象管理監督職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、延長後の異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p>	

新（改正後）

旧（現行）

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」

〔新設〕

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該職員の異動等の日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の勤務の意思を確認するために必要な情報を提供するものとする」とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>[第2条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係] <u>（定年再任用短時間勤務職員）の給料月額</u></p> <p>第7条の2 <u>枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方寝屋川消防組合条例第6号。以下「定年条例」という。）第12条の規定により採用された職員（以下「定年再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、行政職給料表の定年再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた給料月額に枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例（平成7年枚方寝屋川消防組合条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を31で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>〔削除〕</u></p>	<p>[第2条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係] <u>（再任用職員）の給料月額</u></p> <p>第7条の2 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、行政職給料表の再任用職員の項に規定する給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（以下次項において「再任用職員給料月額」という。）</u></p> <p><u>とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、再任用職員給料月額に、枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例（平成7年枚方寝屋川消防組合条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>（育児短時間勤務職員等の給料月額）</u></p> <p><u>第7条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により育児短時間勤務（同条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前2条の規定により決定されたその者が受けるべき号給に応じた給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（給料の支給の始期）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 職員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める事由の生じた日から給料額を改訂して支給する。</p> <p>(1) 昇給その他によりその<u>受けるべき</u>給料の号給に異動を生じた場合</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第23条 〔略〕</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間とを合計した時間が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 第1項に規定する時間外勤務手当のほか、勤務時間条例第5条の規定に基づき週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更が行われた職員で、同条の規定により勤務時間が割り振られた日の属する週の1週間の正規の勤務時間が、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振</p>	<p><u>〔新設〕</u></p> <p>（給料の支給の始期）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 職員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める事由の生じた日から給料額を改訂して支給する。</p> <p>(1) 昇給その他によりその<u>受くべき</u>給料の号給に異動を生じた場合</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第23条 〔略〕</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間とを合計した時間が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 第1項に規定する時間外勤務手当のほか、勤務時間条例第5条の規定に基づき週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更が行われた職員で、同条の規定により勤務時間が割り振られた日の属する週の1週間の正規の勤務時間が、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「振替等前の正規の勤務時間」という。）を超えることとなるものには、振替等前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が割振り変更前</u>の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と<u>割振り変更前</u>の勤務時間とを合計した時間が38時間45分に達するまでの間の勤務については、時間外勤務手当は支給しない。</p> <p>4～6 〔略〕 （通勤手当）</p> <p>第34条 〔略〕</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の通勤手当は、支給対象期間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>3～5 〔略〕 （期末手当）</p> <p>第36条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき<u>給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）</u>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（<u>育児短時間勤務職員等にあつては、その者が受けるべき給料の月額を算出率で除して得た額</u>）及びこれに対する地域手当の月額</p>	<p>られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「振替等前の正規の勤務時間」という。）を超えることとなるものには、振替等前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>が<u>割振り変更される前</u>の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と<u>割振り変更される前</u>の勤務時間とを合計した時間が38時間45分に達するまでの間の勤務については、時間外勤務手当は支給しない。</p> <p>4～6 〔略〕 （通勤手当）</p> <p>第34条 〔略〕</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>の通勤手当は、支給対象期間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>3～5 〔略〕 （期末手当）</p> <p>第36条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき<u>給料</u>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額<u>及びこれに対する地域手当の月額</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>5 当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日（附則第7項において「特定日」という。）以後における職員の給料月額、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の規定による当該職員の属する職務の級並びに号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。）とする。</u></p> <p><u>6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p><u>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職にある職員</u></p> <p><u>(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p><u>7 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第9項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額（以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p><u>8 前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>

新（改正後）

の受ける給料月額」とする。

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項に規定する職員を除く。）であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

11 前6項に定めるもののほか、附則第5項又は附則第7項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第5項の規定による給料月額又は附則第7項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第7条関係）

消防職給料表

〔略〕

備考 この表は、職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に適用する。

別表第2（第7条、第7条の2関係）

<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	<u>150,160</u>	<u>172,160</u>	<u>204,160</u>	<u>219,680</u>	<u>231,760</u>	<u>252,080</u>	<u>285,440</u>

備考 〔略〕

[第3条 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例関係]
(退職手当の支給)

第2条 この条例による退職手当は、職員のうち常勤勤務に服することを要す

旧（現行）

別表第1（第7条関係）

消防職給料表

〔略〕

備考 この表は、職員（再任用職員を除く。）に適用する。

別表第2（第7条、第7条の2関係）

<u>再任用職員</u>	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>

備考 〔略〕

[第3条 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例関係]
(退職手当の支給)

第2条 この条例による退職手当は、職員のうち常勤勤務に服することを要す

新（改正後）	旧（現行）
<p>るもの（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項</u>の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 〔略〕 （整理退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者（<u>同項</u>の規定に該当する者を除く。） （定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、任命権者が指定する日に退職した者で、その年齢が<u>退職した日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上</u>であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、任命権者の承認を得たものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>〔略〕 （退職手当の調整額）</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤上の傷病による休職を除く。）、法第29条第1項の規定による停職その他これらに準ずる事由により、現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。<u>第7条第4項において「休職月等」という。</u>）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下</p>	<p>るもの（<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 〔略〕 （整理退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者（<u>前項</u>の規定に該当する者を除く。） （定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、任命権者が指定する日に退職した者で、その年齢が<u>退職の日の属する年度の末日において50歳以上59歳以下</u>であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、任命権者の承認を得たものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>〔略〕 （退職手当の調整額）</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤上の傷病による休職を除く。）、法第29条第1項の規定による停職その他これらに準ずる事由により、現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。<u>以下「休職月等」という。</u>）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>この項及び第5項において</u>「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕 （失業者の退職手当）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他管理者が定める理由によるものである職員が <u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、管理者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、管理者に事業を開始した旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年からこの項において読み替えられた第1項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、この項において読み替えられた第1項の規定による期間に算入しない。</u></p> <p>5～10 〔略〕</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は</p>	<p>「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕 （失業者の退職手当）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他管理者が定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、管理者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする</p> <p>_____。</p> <p>5～10 〔略〕</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>12～17 〔略〕</p> <p>（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした</p>	<p>第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>12～17 〔略〕</p> <p>（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。 2～6 〔略〕 （退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し 定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分 を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分 の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 〔略〕 （遺族の退職手当の返納）</p> <p>第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以</p>	<p>在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。 2～6 〔略〕 （退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合 にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し 再任用職員に対する免職処分 を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分 の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 〔略〕 （遺族の退職手当の返納）</p> <p>第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>2・3 〔略〕</p>	<p>2・3 〔略〕</p>
<p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p>	<p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p>
<p>第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者</p>	<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合に</p>	<p>が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合に</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第11項」とする。</u></p> <p><u>12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第12項」とする。</u></p> <p><u>13 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例附則第5項の規定による職員の給料月額の設定をする条例に準ずる給与の支給の基準は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p> <p><u>14 当分の間、次項の規定の適用を受ける職員以外の職員についての第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」とするほか、第5条の3及び第6条の3中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。</u></p> <p><u>15 当分の間、第5条第1項に掲げる者（職制、定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が管理者の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職したものに限る。）であつて、60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>[第4条 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例関係] (育児休業をすることができない職員)</p>	<p>[第4条 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例関係] (育児休業をすることができない職員)</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方寝屋川消防組合条例第6号。<u>以下「定年条例」という。</u>）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>定年条例第12条</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方寝屋川消防組合条例第6号_____）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>(3) 〔略〕</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、パートタイム会計年度任用職員及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、パートタイム会計年度任用職員及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>[第6条 枚方寝屋川消防組合消防職員の懲戒の手續及び効果に関する条例関係] （減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、基本報酬の額）の10分の1以下の額を、現に受ける給与（同号に掲げる職員にあつては、基本報酬）から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超える時は、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>[第7条 枚方寝屋川消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係] （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、消防長が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び<u>枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方寝屋川消防組合条例第6号）第</u></p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、パートタイム会計年度任用職員及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、パートタイム会計年度任用職員及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>[第6条 枚方寝屋川消防組合消防職員の懲戒の手續及び効果に関する条例関係] （減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>給料の月額</u>の10分の1以下に相当する額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、基本報酬の額）を、<u>給与</u>（同号に掲げる職員にあつては、基本報酬）から減ずるものとする。 _____</p> <p>[第7条 枚方寝屋川消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係] （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、消防長が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び<u>同法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>12条</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(2) 〔略〕</p>	<p>同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(2) 〔略〕</p>

議案第15号

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しが市域境界線を越えて行われる場合において、火災予防上合理的な関連性が認められるときは、本条例を市域外にも適用するもの。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合火災予防条例（昭和 37 年枚方寝屋川消防組合条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項に規定する屋外での催しが市境界線を越えて行われる場合において、枚方市及び寝屋川市の火災予防上合理的な関連性が認められるときは、同項の規定は、枚方市及び寝屋川市以外の地域にも適用する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第15号参考資料

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について（案）

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>(指定催しの指定) 第42条の2 〔略〕 2・3 〔略〕 <u>4 第1項に規定する屋外での催しが市境界線を越えて行われる場合において、枚方市及び寝屋川市の火災予防上合理的な関連性が認められるときは、同項の規定は、枚方市及び寝屋川市以外の地域にも適用する。</u></p>	<p>(指定催しの指定) 第42条の2 〔略〕 2・3 〔略〕 <u>〔新設〕</u></p>

議案第16号

財産（防火衣）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 取得物件 | 防火衣（消防担当及び救助担当用）89セット |
| 2 | 契約先 | 大阪市阿倍野区阿倍野元町10番2号
A r k 株式会社
代表取締役 藤田 修士 |
| 3 | 取得金額 | 金 19,922,650円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札による |
| 5 | 納入期限 | 令和5年3月20日 |
| 6 | 契約条項その他 | 契約内容に関しては、枚方寝屋川消防組合契約規則第34条に定める事項を記載した契約による。
なお、この契約は枚方寝屋川消防組合議会の議決を経て本契約の効力が生じるものとする。 |

執行調書

入札物件名： 防火衣（消防担当及び救助担当）の購入

入札執行日時： 令和4年10月20日（木） 13時00分

(単位：円)

回数 指名業者	1 回	2 回	3 回
A r k (株)	18,111,500 落札		
(株)エステーユニフォーム	19,758,000		
(株)赤尾	19,224,000		

※ 枚方寝屋川消防組合設定入札書比較価格 金 18,245,000 円